

| | | | | |
|------|------------|-----------------------|----|------|
| 文書番号 | 4CHI-08201 | 社会福祉法人こうほうえん | 頁 | 1/12 |
| 発行日 | 2024/8/1 | 重要事項説明書 (いなばケアハウス) | 起案 | 林 竜司 |
| 版 | 16 版 | | 承認 | 廣江 晃 |

〈令和6年8月1日 改正〉

当施設はご契約者に対して施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意
いただきたいことを次の通り説明します。

【目次】

1. 施設経営法人
2. ご利用施設
3. 事業の目的
4. 施設の概要
5. 職員の人数・職務内容および勤務体制
6. 提供サービスの内容
7. 利用料金
8. 利用料の改定方法
9. 利用料金のお支払方法
10. 退去時の精算
11. 損害賠償について
12. 緊急時の対応
13. 事故発生時の対応
14. 非常災害対策
15. 虐待の防止について
16. 身体拘束について
17. 施設における個人情報の保護・開示について
18. 当施設ご利用の際に留意いただく事項
19. 住み替えが必要となる場合
20. 契約者の義務
21. 契約の終了
22. ケアハウスいなば幸朋苑の特徴
23. 苦情解決体制について
24. 内容変更時の取扱いについて
25. 第三者評価の実施状況
26. その他

| | | | | |
|------|------------|-----------------------|----|------|
| 文書番号 | 4CHI-08201 | 社会福祉法人こうほうえん | 頁 | 2/12 |
| 発行日 | 2024/8/1 | 重要事項説明書 (いなばケアハウス) | 起案 | 林 竜司 |
| 版 | 16 版 | | 承認 | 廣江 晃 |

1 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人こうほうえん
- (2) 法人所在地 境港市誠道町 2083 番地
- (3) 電話番号 0859-24-3111
- (4) 代表者氏名 理事長 廣江 晃
- (5) 設立年月日 昭和 61 年 7 月 3 日

2 ご利用施設

- (1) 施設の種類 ケアハウス
- (2) 施設の名称 ケアハウス いなば幸朋苑
- (3) 施設の所在地 鳥取県鳥取市浜坂 228 番地 1
- (4) 電話番号 0857-23-6611 ファックス番号 0857-23-6613
- (5) 管理者氏名 施設長 田中 俊介
- (6) 当施設の運営方針
『わたくしたちは、サービス業のプロとして正しい情報を伝達し、
自分が受けたい保健・医療・福祉サービスの提供改善に努めます』
- (7) 開設年月日 平成 7 年 7 月 17 日
- (8) 入居定員 50 人

3 事業の目的

ケアハウスは、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方に対して、日常生活上必要な便宜を供与し、健康で明るい生活を送られるようにすることを目的とします。

| | | | | |
|------|------------|-----------------------|----|------|
| 文書番号 | 4CHI-08201 | 社会福祉法人こうほうえん | 頁 | 3/12 |
| 発行日 | 2024/8/1 | 重要事項説明書 (いなばケアハウス) | 起案 | 林 竜司 |
| 版 | 16版 | | 承認 | 廣江 晃 |

4 施設の概要

構造 鉄筋コンクリート造 3階建（耐火建築）

延べ床面積 1, 309.45㎡

利用定員 50名

| 主な設備の種類 | 数 | 備考 | 主な設備の種類 | 数 | 備考 |
|---------|----|---------------|---------|---|----|
| 食堂 | 1 | | 共同トイレ | 1 | |
| 一般浴室 | 2 | | 機能訓練室 | 1 | 共用 |
| 居室 | 46 | 2人部屋 4部屋含む | | | |

5 職員の員数および職務内容勤務体制

| 職 種 | 員数 | 職務内容 | 勤務体制 |
|-------|----|--|--|
| 施設長 | 1 | 施設運営基準に基づく職員の管理、業務の把握を一元的に行い、必要に応じ指揮命令を行う。 | 日勤 8:30~17:30 |
| 生活相談員 | 1 | 利用者の日常生活上の相談、援助を行う。 | 日勤 8:30~17:30 |
| 介護職員 | 2 | 利用者が自立した日常生活を送られるよう必要な便宜の供与を行う。 | 早番 6:30~15:30 日勤 8:30~17:30 遅番 11:00~20:00 |
| 管理栄養士 | 1 | 利用者の栄養や身体状況、嗜好を考慮した献立による食事の提供を行う。 | 日勤 8:30~17:30 |

6 提供サービスの内容

- ①食 事 1日3食の健康に配慮した食事を、食堂において提供します。
- ②入 浴 常に浴室を良好に管理し、定められた時間に利用できるよう入浴の準備を行います。
- ③相談及び援助 各種の相談に対して適切な助言と必要に応じて行政及び関係機関への紹介、手続き等の援助を行います。
- ④介護保険サービス等の利用援助
日常生活上の援助または介護を必要とする状態になった場合は、介護保険サービスが受けられるよう所要の処置を取ります。
- ⑤健康診断 年1回定期的に健康診断を実施し、健康の保持、疾病の予防に努めます。但しかかりつけ医でされる場合、当苑で負担はいたしません。
- ⑥利用者の活動への協力
趣味、教養、娯楽等のレクリエーションを自主的に実施する場合は、その適正な行事に協力し、便宜を供します。

| | | | | |
|------|------------|-----------------------|----|------|
| 文書番号 | 4CHI-08201 | 社会福祉法人こうほうえん | 頁 | 4/12 |
| 発行日 | 2024/8/1 | 重要事項説明書 (いなばケアハウス) | 起案 | 林 竜司 |
| 版 | 16 版 | | 承認 | 廣江 晃 |

7 利用料金

| 対象収入による階層区分 | | 利 用 料 金 (月 額) | | | |
|-------------|---------------------|-----------------|---------------|----------|---------|
| | | 生活費 | サービスの提供に要する費用 | 居住に要する費用 | 合計 |
| 1 | 1,500,000 円以下 | 48,767 | 10,000 | 16,840 | 75,607 |
| 2 | 1,500,001～1,600,000 | 48,767 | 13,000 | 16,840 | 78,607 |
| 3 | 1,600,001～1,700,000 | 48,767 | 16,000 | 16,840 | 81,607 |
| 4 | 1,700,001～1,800,000 | 48,767 | 19,000 | 16,840 | 84,607 |
| 5 | 1,800,001～1,900,000 | 48,767 | 22,000 | 16,840 | 87,607 |
| 6 | 1,900,001～2,000,000 | 48,767 | 25,000 | 16,840 | 90,607 |
| 7 | 2,000,001～2,100,000 | 48,767 | 30,000 | 16,840 | 95,607 |
| 8 | 2,100,001～2,200,000 | 48,767 | 35,000 | 16,840 | 100,607 |
| 9 | 2,200,001～2,300,000 | 48,767 | 40,000 | 16,840 | 105,607 |
| 10 | 2,300,001～2,400,000 | 48,767 | 45,000 | 16,840 | 110,607 |
| 11 | 2,400,001～2,500,000 | 48,767 | 50,000 | 16,840 | 115,607 |
| 12 | 2,500,001～2,600,000 | 48,767 | 57,000 | 16,840 | 122,607 |
| 13 | 2,600,001～2,700,000 | 48,767 | 64,000 | 16,840 | 129,607 |
| 14 | 2,700,001～2,800,000 | 48,767 | 71,000 | 16,840 | 136,607 |
| 15 | 2,800,001 円以上 | 48,767 | 78,000 | 16,840 | 143,607 |

- ・ 利用料金は、収入によって上記のように異なります。
- ・ 利用料金は、毎年 4 月に見直しを行います。
- ・ 電気料金・電話料金の自室使用料・洗濯代は個人負担していただきます。
- ・ 上下水道費は、お一人様一律に 2,800 円負担していただきます。
- ・ 11 月から 3 月までは、生活費地区別冬期加算として 1 月当たり 2,712 円必要です。
- ・ 特別食・日常生活支援サービスの提供にかかる費用は別途定める額を負担していただきます。
- ・ 1 日 3 食を欠食された場合は食事材料費を含む 750 円を返金いたします。(前日昼までに届出)
- ・ インターネット利用は別紙契約書によります。ご希望の方はご相談下さい。
- ・ (注) 2 人部屋に 1 人で入居する場合は「居住に要する費用」は上記表料金の 1.5 倍となります。

| | | | | |
|------|------------|-----------------------|----|------|
| 文書番号 | 4CHI-08201 | 社会福祉法人こうほうえん | 頁 | 5/12 |
| 発行日 | 2024/8/1 | 重要事項説明書 (いなばケアハウス) | 起案 | 林 竜司 |
| 版 | 16 版 | | 承認 | 廣江 晃 |

8 利用料金の改定方法

利用料（光熱水費・欠食代を除く）は、軽費老人ホーム設備及び運営に関する基準第 16 条に基づき設定しています。今後変更が認められている費目について変更する場合は、事前に通知し、同意を得るものとします。

9 利用料金のお支払方法

前記の料金・費用は、1 か月ごとに計算し、ご請求いたしますので、毎月 20 日頃までに以下のいずれかの方法でお支払ください。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 下記指定口座への振込み

山陰合同銀行 城北出張所 普通 4502616

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

振替日は 20 日（休日の場合は翌日）です。

《口座名義》

社会福祉法人 こうほうえん

ケアハウス いなば幸朋苑

理事長 廣江 晃

10 退居時の精算（原状回復の範囲）

別紙契約書に定める原状回復の範囲を、畳表の取り換え、裏返し、障子紙・ふすま紙・壁紙の張り替え、電球、蛍光灯の取り換え、ハウスクリーニングとし、その他故意過失により生じた修繕箇所を退居時入居者にご精算いただきます。ただし、協議の上修繕が不要なものは現状のままとします。

11 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者又はその家族等に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

12 緊急時の対応法

利用期間中に容体の変化等があった場合は、居室に設置された緊急呼出ボタンを押すことにより、介護士等が対応いたします。夜間の場合でも宿直員等が事前の打ち合わせにより、救急隊、かかりつけ医療機関、家族等に連絡を致します。

13 事故発生時の対応

①事故が発生した場合には、速やかに家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

②当苑では、「損害賠償保険（しせつの共済）」に加入しております。サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

| | | | | |
|------|------------|-----------------------|----|------|
| 文書番号 | 4CHI-08201 | 社会福祉法人こうほうえん | 頁 | 6/12 |
| 発行日 | 2024/8/1 | 重要事項説明書 (いなばケアハウス) | 起案 | 林 竜司 |
| 版 | 16 版 | | 承認 | 廣江 晃 |

1 4 非常災害対策

- (1) 火災、地震、その他緊急の事態に備え、防災及び避難に関する計画を作成し職員に周知するとともに、当該計画に従って年2回以上定期的に避難誘導その他必要な訓練等を行います。
- (2) 災害時等における業務継続計画(BCP)を策定し、可能な限り業務が維持・継続できるよう図ります。また、業務継続計画は定期的に見直しを行っていきます。

1 5 虐待防止について

当施設では、ご利用者の人権擁護・虐待の発生防止のために、以下に掲げる必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止に関する責任者を設置します。
虐待防止責任者：施設長 田中 俊介
- (2) 研修等を通じて、従業者の人権意識向上や知識向上に努めます。
- (3) 虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を開催して虐待防止に係る検討・対応を行うこととします。
- (4) 成年後見制度のりようを支援します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 6 身体拘束について

当施設では、ご利用者に対する身体拘束を廃止する為、下記に掲げる「抑制廃止宣言」を提示しています。

こうほうえん抑制廃止宣言

2001 こうほうえん宣言
ネバーモア抑制

私達は 自分が受けたい
保健 医療 福祉サービスを目指します。

抑制とは何かを全職員で理解し
抑制ゼロを目指します。

抑制をなくし続けるため
施設の公開と情報開示を約束します。

2001. 4. 8

| | | | | |
|------|------------|-----------------------|----|------|
| 文書番号 | 4CHI-08201 | 社会福祉法人こうほうえん | 頁 | 7/12 |
| 発行日 | 2024/8/1 | 重要事項説明書 (いなばケアハウス) | 起案 | 林 竜司 |
| 版 | 16版 | | 承認 | 廣江 晃 |

17 施設における個人情報の保護・開示について

(1) 法人で定める、個人情報保護基本方針に従い、最大限の配慮を行います。又、ご質問やお問合せ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、担当窓口を定め、責任ある対応に努めます。担当窓口は、『23 苦情等申立先 - ①いなば幸朋苑ご利用者相談・苦情担当』と同じです。

(2) 当事業所の職員は、サービス担当者会議（テレビ・電話装置などを利用した場合も同様）において、利用者又はその家族等の個人情報をを用いる場合は当該利用者あるいは家族等の同意をあらかじめ得ます。

18 当施設ご利用の際に留意いただく事項

- ①来訪・面会 特に時間の制限はありませんが、他のご利用者の迷惑にならないようご配慮ください。
- ②外出・外泊 外出・外泊の際には、行き先・帰宅時間を職員にお申し出ください。
- ③医療機関での受診 受診が必要な場合、自ら受診して下さい。困難な場合は、居宅サービスを利用するか又はご家族等にご協力をお願いします。
- ④居室・設備・器具の利用 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反して利用され、破損等が生じた場合、修理にかかる実費を賠償していただきます。
- ⑤火器の持ち込み 灯油ストーブ等、火器の持ち込み使用は禁止致します。
- ⑥喫煙・飲酒 健康上問題が無ければ、職員の管理の元、決められた場所にて可能ですので、お申し出下さい。
- ⑦迷惑行為等 暴力・騒音等、他の入居者の迷惑になる行為は禁止されております。
- ⑧宗教・政治活動 施設内で他の入居者に対する宗教活動、および政治活動はご遠慮ください。
- ⑨動物飼育 施設内へのペットの持ち込み、及び飼育はお断りいたします。

19 住み替えが必要となる場合

- ①介護・看護が継続的に必要となり、介護保険の在宅サービスを利用しても生活の継続が困難な場合
- ②認知症症状の出現、重篤化により他の入居者への迷惑となる状況が発生した場合
- ③医療的な対応が継続的に必要となり、ご家族による医療機関への受診やかかりつけ医の往診では生活が困難な場合

*住み替えが必要となった場合、居宅介護支援事業者と協力して、その者の適合するサービスにつなげるための情報提供等、必要な援助に努めます。

| | | | | |
|------|------------|-----------------------|----|------|
| 文書番号 | 4CHI-08201 | 社会福祉法人こうほうえん | 頁 | 8/12 |
| 発行日 | 2024/8/1 | 重要事項説明書 (いなばケアハウス) | 起案 | 林 竜司 |
| 版 | 16 版 | | 承認 | 廣江 晃 |

20 契約者の義務

(1) 連帯保証人(契約書第9条)

- ①連帯保証人は、契約書並びに重要事項説明書に定める役割を、入居者と連帯して責任を負っていただきます。
- ②利用料に係る債務については、極度額 255,600 円 とします。

21 契約の終了

(1) 入居者からの契約解除(契約書第17条)

- ① 入居者は、この契約を解除しようとするときは、30 日以上の予告期間を持って、事業者の定める契約解除届(退居届)を事業者に提出するものとします。
- ② 本契約は事業者が契約解除届(退居届)を受け取った日から30 日後に終了するものとします。
- ③ やむを得ず、契約終了日前に退居する場合も、契約終了日までの料金は発生いたします。ただし、新入居者がある場合は、契約者、事業者で協議します。

(2) 施設からの契約解除(契約書第18条)

- ① 入居者が以下の事項に該当するときは、事業者から1 か月間の予告期間において、この契約を解除することができる。
 - (1) 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける恐れがあるとき
 - (2) 金銭の管理や各種サービスの利用について、入居者自身が判断できなくなったとき
 - (3) 個別の日常生活上の援助、または介護を必要とする状態であるにもかかわらず、それを受けようとしめない場合
 - (4) 利用料金、その他の費用等の支払を怠ってその滞納額が3 か月分に達したとき
 - (5) 不正の手段によって入居したとき及び提出書類等で虚偽の事項を申告したとき
 - (6) その他、契約の条項に違反及び入居者心得に違反し、かつ、当該事項に関わる事業者の指示または指導に従わないとき
- ② 前項にかかわらず次の事項に該当する場合は、1 か月間の予告期間をおかず契約を解除させていただくことがあります。
 - (1) ご利用者・ご家族等が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、またはハラスメント等著しい不信行為を行うことなどにより、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 入居者が病気治療等で3 か月以上居室を不在とする場合は、入居者、事業者が協議して、この契約を解除することができる。

(3) 契約の終了(契約書第19条)

- ① この契約は、入居者が死亡したときに終了します。
- ② 前項の場合、事業者は入居者の所有物を善良な管理者の注意を持って保管し、入居者の連帯保証人に連絡して、一切の処理をさせるものとします。
- ③ 入居者の連帯保証人は、前項の連絡を受けた場合、14 日以内にその所有物を引き取り、居室を事業者に明け渡さなければならない。明け渡されるまでの間は居室の占有状態にあるため、この間の居住に要する費用を支払うものとします。

| | | | | |
|------|------------|-----------------------|----|------|
| 文書番号 | 4CHI-08201 | 社会福祉法人こうほうえん | 頁 | 9/12 |
| 発行日 | 2024/8/1 | 重要事項説明書 (いなばケアハウス) | 起案 | 林 竜司 |
| 版 | 16 版 | | 承認 | 廣江 晃 |

- ④ 明け渡しの期日が来てもなお残置された所有物については、入居者の関係者（連帯保証人等）は、その所有権を放棄したものとみなし、事業者において自由に処分できるものとします。

2.2 ケアハウスいなば幸朋苑の特徴

- ① 併設施設の利用、在宅サービスの利用も充実し、保健・医療・福祉の総合サービスの提供を行います。
- ② ISO9001（国際標準化機構による外部品質保証規格）認証取得により、標準化されたサービス提供を行います。

2.3 苦情解決体制について

- ①受付 ②事実確認 ③解決方法の検討 ④改善事項の決定（管理者の決裁等）
⑤利用者への回答及び具体的な対応 ⑥記録の保持（再発防止の徹底）

(1) 当施設における苦情の受付

- ①ケアハウスいなば幸朋苑 ご利用者相談・苦情担当

生活相談員 林 竜司 電話 0857-23-6611

※ 担当者不在の時は、基本的事項については誰でも対応できるようにするとともに担当者に必ず引き継ぎます。

- ② 苦情解決責任者 いなば幸朋苑 総合施設長 藪本 剛

- ③ 法人総合ご利用者相談・苦情担当 櫻井 伸哉 電話 0120-418-658

- ④ 施設独自の第三者苦情解決委員の方を委嘱致しております。

下記委員の方に直接書面でお申し出下さい。

| 氏名 | 連絡先 | |
|-------|---|---------------------------|
| 澤田 博隆 | 〒680-0002 鳥取市浜坂東1-16-20 (FAX 0857-23-2287) | ふれあいの橋の会 文書のみで受付 |
| 橋本 京子 | 〒680-0801 鳥取市松並町2-270-4 (※郵送のみ) | 城北地区社会福祉協議会 福祉コーディネーター |

- ⑤ 次の方法でご意見をお寄せいただくことも出来ます。

E-mail welfare@kohoen.jp

ホームページ <http://www.kohoen.jp>

(2) 関係機関における苦情の受付

- ・鳥取県福祉サービス運営適正化委員会 電話 0857-59-6335
(鳥取県社会福祉協議会)

| | | | | |
|------|------------|-----------------------|----|-------|
| 文書番号 | 4CHI-08201 | 社会福祉法人こうほうえん | 頁 | 10/12 |
| 発行日 | 2024/8/1 | 重要事項説明書 (いなばケアハウス) | 起案 | 林 竜司 |
| 版 | 16 版 | | 承認 | 廣江 晃 |

2 4 内容変更時の取扱いについて

本書の事務的内容変更がある場合、変更部分を説明する書面を交付し 1 か月以内に異議の申し出がなければ、同意いただいたものとさせていただきます。(1.施設経営法人、2.ご利用施設、6.提供サービスの概要、7.利用料金は除く)

2 5 第三者評価の実施状況

- (1) 実施の有無 : ①・無
- (2) 実施した直近の年月日 : 2011 年 8 月 20 日～23 日
- (3) 実施した評価機関の名称 : 特定非営利活動法人 メイアイヘルプユウ
- (4) 評価結果の開示状況 : 報告会の開催、ホームページ等

2 6 その他

ご希望により見学も可能ですので、事前に『23 苦情等申立先(1) - ①いなば幸朋苑ご利用者相談・苦情担当』にお問い合わせください。

| | | | | |
|------|------------|-----------------------|----|-------|
| 文書番号 | 4CHI-08201 | 社会福祉法人こうほうえん | 頁 | 11/12 |
| 発行日 | 2024/8/1 | 重要事項説明書 (いなばケアハウス) | 起案 | 林 竜司 |
| 版 | 16 版 | | 承認 | 廣江 晃 |

利用者の皆様へ お約束とお願い

社会福祉法人こうほうえんの職員は、利用者の皆様がこうほうえんでの保健・医療・福祉サービスにおいて人として尊重され、よりよい信頼関係のもとに安心して過ごすことができるよう、利用者の皆様へお約束とお願いをいたします。

社会福祉法人こうほうえん 理事長 廣江 晃

お約束

- 1 利用者の皆様は、いかなる状況にあっても人格的に尊重されます。
- 2 利用者の皆様は、個々に応じたケア・治療・保育・障がい支援などのサービスを受けることができます。
- 3 利用者の皆様は、正しい情報を得ることができ、各種サービスを選ぶことができます。
- 4 利用者の皆様の個人情報を守り、プライバシーを尊重します。
- 5 利用者の皆様は、人種・信条・性別・社会的身分等によって差別されることなくサービスを受けることができます。
- 6 利用者の皆様は、意向に沿ったサービス計画の作成に参加することができます。

～なお、以上のお約束に反する職員がございましたら、遠慮なくお申し出ください～

お願い

- 1 こうほうえんの職員は法人の財産です。サービス提供においては誠心誠意対応しますが、それを越えた要求に関しては応じかねることがあります。職員に対しても思いやりを持って接していただきますようお願いいたします。
- 2 施設には多数の利用者がおられます。共に安心して過ごせるようご協力をお願いいたします。
- 3 訪問・面会・お見舞い等に際しては、他の利用者の皆様にご迷惑がかからないようお願いいたします。
- 4 暴力行為・暴言・誹謗中傷・ハラスメント・過度の飲酒等、目に余る行動をされた方には、退所またはサービス提供のお断りをする場合があります。

注：「利用者の皆様」とは、施設では「利用者および家族」、病院では「患者および家族」、保育園では「園児および保護者」のことを言います。

| | | | | |
|------|------------|-----------------------|----|-------|
| 文書番号 | 4CHI-08201 | 社会福祉法人こうほうえん | 頁 | 12/12 |
| 発行日 | 2024/8/1 | 重要事項説明書 (いなばケアハウス) | 起案 | 林 竜司 |
| 版 | 16 版 | | 承認 | 廣江 晃 |

令和 年 月 日

当ケアハウスのサービス提供の開始に際し、「重要事項説明書」を交付の上本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

ケアハウスいなば幸朋苑

説明者職氏名 生活相談員 林 竜司

私は、「重要事項説明書」を受け取り本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、貴ケアハウスのサービス提供の開始に同意しました。

《入居者》

住 所

氏 名

《連帯保証人》

住 所

氏 名

入居者との関係 ()

※入居者署名困難の場合のみ代諾者としての連帯保証人による代筆・連名にて有効とする